所定疾患施設療養費(Ⅱ)算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合、施設内におけるこれらの対応について、以下のような算定要件を満たした場合に評価されることとなっております。当施設では、所定疾患療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全な生活へと繋げていく所存です。つきましては、厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(II)の算定状況について公表いたします。

算定要件

所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に1回に連続する1 0日を限度とし月1回に限り算定する。1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。

※(II)を算定する場合は、検査等をする医師が介護保険施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。 (当施設勤務医師は研修を受けております)

所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎 ロ 尿路感染症 八 帯状疱疹 二 蜂窩織炎

算定するにあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療記録に記載しておくこと。

当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の状況を報告すること。

令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況(令和4年4月~令和5年3月)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	65	44	60	30	7	23	59	38	21	47	59	28
尿路感染	72	81	129	69	73	51	61	59	66	103	41	63
帯状疱疹												
蜂窩織炎				3	5			9	3			10
合計	137	125	189	102	85	74	120	106	90	150	100	101